

議案第49号

平成22年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算

平成22年度川崎市の公共用地先行取得等事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,013,114千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成22年 2月17日提出

川崎市長 阿部孝夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 4,781
	1 使用料	4,780
	2 手数料	1
2 財産収入		4,781,326
	1 財産運用収入	32,873
	2 財産売却収入	4,748,453
3 繰入金		4,126,400
	1 基金繰入金	2,401,145
	2 他会計繰入金	1,725,255
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		606
	1 雑収入	606
6 市債		2,100,000
	1 市債	2,100,000
歳入合計		11,013,114

歳 出

款	項	金 額
1 公共用地先行取得等 事業費		3,533,570 ^{千円}
	1 公共用地先行取得等 事業費	3,533,570
2 公 債 費		2,876,147
	1 公 債 費	2,876,147
3 諸 支 出 金		4,583,397
	1 繰 出 金	4,583,397
4 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		11,013,114

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>用地先行取得 事業</p>	<p>千円 2,100,000</p>	<p>政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。</p>	<p>年 5.0% 以 内</p>	<p>借入れの日から10カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。</p>